

# 第7条関係：苦情等に対する体制整備



## 葛飾区旅館業法施行条例第7条第6号

苦情又は問合せ（以下この号において「苦情等」という。）があった場合に、**適切かつ速やかに対応できる体制を整備**すること。この場合において、苦情等を受けた日並びに当該苦情等の内容及び対応の記録を作成し、その記録を作成した日から3年間保存すること。



苦情記録の作成・保存